

平成20年2月7日

各 位

会 社 名 コカ・コーラウエストホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 末 吉 紀 雄  
                  C          E          O  
(コード番号 2579 東証第1部、大証第1部、福証)  
問 合 せ 先 総務グループマネージャー 古賀靖教  
(Tel. (092)283-5712)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年3月25日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが必要不可欠であると考えております。会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することが可能とされております（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主のみなさまの意思に基づき、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。つきましては、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることを可能とする根拠規定とすべく変更案第18条第3項を新設するものであります。
- (2) 買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件ならびにこれに相当する取得条項等を定めることがあることをあらかじめ明らかにするとともに、買収防衛策については株主のみなさまの意思により導入することが重要であるという考えから、買収防衛策を当社株主総会の決議により導入することができる旨を定めるため変更案第19条を新設するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成20年3月25日（火曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成20年3月25日（火曜日）

以 上

## 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条 ↳ 第38条 (省 略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議により決定する。</u></p> <p>(当会社の大量買付行為に対する対応策)</p> <p>第19条 <u>当会社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために定める当会社株式の大量買付行為に対する対応策（以下「本対応策」という。）の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>本対応策に定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。</u></p> <p>(2) <u>当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。</u></p> <p>(3) <u>当会社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。</u></p> <p>2. <u>本対応策とは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当会社株式の大量買付の提案がなされる前に策定されるものをいう。当会社の株主総会は、これをその決議により定めることができる。</u></p> <p>第20条 ↳ 第39条 (現行どおり)</p>